

〔論 説〕

不交付団体の研究\*  
—恒常的不交付団体とその類型化—

浅 羽 隆 史

目次

はじめに

第1章 不交付団体の概要

- (1) 不交付団体数の推移
- (2) 恒常的不交付団体
- (3) 恒常的不交付団体の歳入内訳

第2章 恒常的不交付団体の特徴

- (1) 人口・面積
- (2) 経済・産業
- (3) 税収

第3章 類型化

- (1) 大規模原子力発電所（関連施設含む）・小規模町村
- (2) 火力発電所・大規模工業地域等
- (3) 空港
- (4) 超有力製造業の本社及び工場群
- (5) 有名別荘地・観光地
- (6) 高地価住宅地

むすび

## はじめに

地方交付税は、地方公共団体間の財源の均衡化と地方公共団体の行政運営に必要な一定の財源を保障するため、国から地方公共団体に配分される一般財源である。2016年度普通会計決算における地方交付税の総額は17兆円で、歳入総額の17%を占め、地方財源全体では地方税に次ぐ規模となっている。そして、地方交付税の総額を補完する役割を有する臨時財政対策債を加えると、20兆円になる。

地方交付税は、震災復興特別交付税を除くと、総額の94%を占める普通交付税と残りの6%が割り当てられる特別交付税で構成されている。このうち本体とも言うべき普通交付税は、総額の範囲内で基本的に基準財政需要額と基準財政収入額の差額（前者が大の場合）を交付するという仕組みのため、財源が豊かで基準財政収入額の大きい地方公共団体は不交付の一方、財源が豊かではない地方公共団体ほど依存度が高くなる。例えば、2016年度普通会計決算において、歳入に占める地方交付税の比率の最も高い初山別村（北海道）では、その値が66.3%に達する。

不交付団体と交付団体では、財政運営が異なる。不交付団体は地方税収等が豊富であり一般財源が多額になるとともに、地方債の起債に関して交付団体とは異なる条件となる。臨時財政対策債の100%をはじめ、一般の地方債においても、元利償還費のすべてあるいは一定の割合を普通交付税の算定において措置されるものが多い。そうすると、交付団体は将来の元利償還の措置される比率の高い地方債を選択しやすくなる。例えば、全額措置されるのであれば起債するといった行動は、当該地方公共団体にとって合理的である。例えば1954年度の地方交付税創設以来常に普通交付税を受けている岩手県では、交付税措置される地方債のことを「優良な県債」といった表現で、知事や県幹部、県議が発言している<sup>1)</sup>。こうした発想は、不交付団体では考えにくいものである。

ただし、不交付団体であっても総務大臣や都道府県知事による同意の枠組みから外れて、不同意債の起債まで行く訳ではない。不交付団体であっても、公的資金の活用が可能な点や地方財政健全化法における健全化基準の関係で、同意債の枠内での起債となっている。また、交付団体にとっても、交付税措置されるからといって同意の範囲内で常に可能な額のすべてを起債するとは限らない。

地方交付税には多くの問題があり、不交付団体を除くほとんどの地方公共団体にとって貴重な欠かすことのできない財源であるにも関わらず、持続可能性に難がある状態である。そのため、地方交付税そのものに関する研究は数多く存在する。また、三位一体改革後の交付団体に関して、「予算が組めない」といった悲鳴にも似た叫びがあり、市島（2010）や萩原（2008）のように、個別の自治体や一定地域の自治体に関する多くの検証が行われてきた。さらに、地方財政健全化法において早期健全化団体となった自治体の研究では、柏木（2015）をはじめとした『地方財務』における一連の業績がある。ただし、そのなかで不交付団体に着目したものは、東京都を取り扱ったものを除き、稀である。東京都に関しては、地方交付税制度創設以降一貫して不交付団体であるものの、法人所得課税への依存度が高く景気変動の影響を受けやすく、過去、高度経済成長期が終わった直後やバブル崩壊後の 1990 代後半に財政危機に見舞われる、あるいは法人所得税改革により財源が圧縮される等の重要な問題を有していたため、研究対象となりやすかった。一方、市町村の不交付団体については、もともと財源が豊かなので問題になり難いこと、三位一体改革での財源の変化が不交付団体の場合小幅なケースが多かったことなどから、各自治体内部における分析はあっても、不交付団体としての研究は少ない。

ひと口に不交付団体と言っても、その態様は様々である。例えば、恒常的に普通交付税が不交付の団体と、一時的に不交付団体となった自治体では、財政運営上で違いがある。地方税の税収が恒常的に不交付団体の方が大きいことはもちろん、前述の公債費に関する交付税措置において差が出る。恒常的に普通交付税が不交付の自治体では、地方債の発行において元利償還費が交付税措置されるか否かは、普通交付税が交付されないのに関係ない。一方、交付団体と不交付団体とを行き来したり、一時的に不交付団体となったりするような場合、交付税措置される地方債は限定的にはあるが魅力的に映る。かつて大阪府議会において、「減収補てん債自体については、後で元利償還金が交付税の財源措置とされるということでございます。財源措置がございますので、発行もやむを得ないと思いますが、もし交付税の不交付団体になると、結局府民の税金で返すこととなります。」<sup>2)</sup>といった発言に象徴されるように、不交付団体になった場合を考慮しつつも交付税措置される地方債を優先する姿が見てとれる。

普通交付税の恒常的な交付団体から見ると、不交付団体の財政力は魅力

である。また、地方交付税の持続可能性を少しでも高めるには、地方交付税の総額を無理して抑制することなしに不交付団体が増加することが望ましい。不交付団体は多様で、それぞれに財政力が高い理由があり、それを探ることは地方交付税改革にもつながる。

本稿においては、東京都を除く市町村の恒常的な不交付団体について検証する。まず、不交付団体の全体像を明らかにし、そのうえで個々の状況を検証して恒常的な不交付団体の類型化を試みる。

なお、先に述べたように地方交付税には普通交付税と特別交付税、そして震災復興特別交付税がある。このうち特別交付税は、東京都を除くすべてあるいはほとんど（年度による）の市町村が交付されている。そのため、普通交付税の不交付団体について言及する場合、厳密には常に「普通交付税の不交付団体」とすべきだが、一般的に不交付団体といった場合は普通交付税のみを指す。そのため本稿でも、多くの箇所ですべてに不交付団体と記述する。

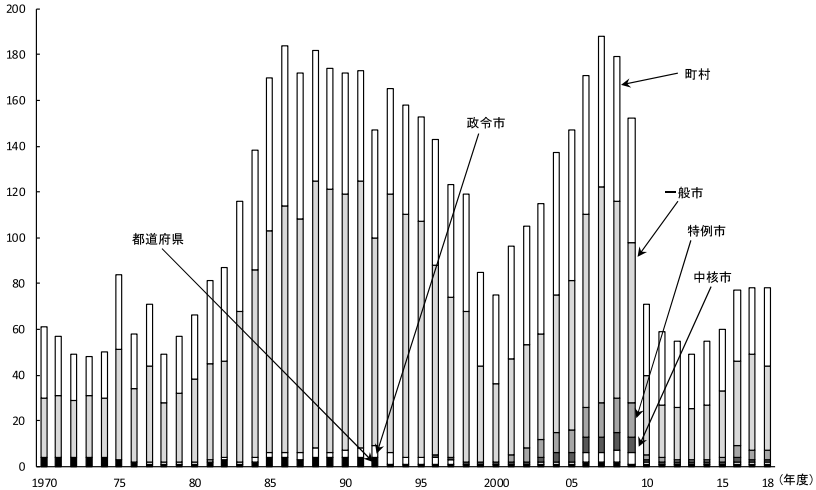
## 第1章 不交付団体の概要

### (1) 不交付団体数の推移

普通交付税の算定は、地方分権、住民や企業の移動、国の政策、税制改正、市町村合併、景気動向など様々な要素に影響を受ける。そのため、不交付団体の数の変化にも多くの要素が関わるものの、少なくとも1980年代後半からの大きな流れとしては、景気動向が強く影響している（図1）。

1970年代以降の普通交付税の不交付団体は、1973年度に48（4都府県27市17町村）となった後、増減がありながら、1978年度に49（東京都と1政令市26市21町村）となった。その後は円高不況期も含め増加基調に転じ、バブル初期の1986年度に184（4都府県2政令市108市70町村）まで増加した。バブル期は同様の水準で推移したものの、その後はバブル崩壊とともに減少した。とくに、アジア通貨危機（1997年）後に激減し、2000年度には75（東京都と1特例市34市39町村）となった。その後のいざなぎ景気<sup>3)</sup>などによって2007年度には188（2都府県4政令市7中核市15特例市94市66町村）まで増え、1970年代以降のピークを迎えた。この時期、一般市に比べ権限の大きい政令指定都市（1956年度制度開始）や中核市（1995年度制度開始）、特例市（2000年度制度開始、2015年度からは施行時特例市）といった、人口の多い自治体の不交付団体化が目

図 1 普通交付税の不交付団体数の推移



- (注) 1. 特例市には施行時特例市を含む  
 2. 一本算定では不交付団体だが合併の特例により交付税が交付された市町村や、財源不足団体でも調整率を乗じた結果として不交付団体となった市町村を含み、東京特別区分は含まない

(資料) 地方財政制度研究会編『地方財政要覧』により作成

立った。

しかし、リーマン・ショック（2008年）に端を発した世界同時不況の影響などで2009・10年度に激減し、2010年度は東京都と1中核市1特例市22市24町村の合計49まで減少した。その後は、景気の緩やかな回復とともに徐々に不交付団体の数も増加し、2018年度は、東京都と1政令市1中核市4施行時特例市37市44町村の合計78となっている。

市町村数に関しては、1999年4月から2010年3月までに旧合併特例法の下で行なわれたいわゆる平成の大合併において、1999年度末の3232が2010年度末に1727まで減少している（2018年度首は1718）。とくに、2005・06年度に多くの合併が行われた。しかし、不交付団体数に関しては、合併の影響は限定的と言って良いだろう。確かに、豊田市（愛知県）のように、合併を経験した不交付団体も存在する。しかし、不交付団体同士が合併した例や、不交付団体が編入合併された（存続団体とならない）

例は稀である<sup>4)</sup>。そのため、合併による不交付団体の数への影響は、限定的だろう。実際、合併の集中した2005・06年度には、市町村数こそ大幅に減少したものの、不交付団体数は逆に増加している。ただし、後述のように不交付団体と交付団体を行き来するような自治体のなかには、周辺の財政力の強くない自治体を編入合併した結果、それ以降、恒常的な交付団体になったという例もある。

なお、ここでの普通交付税の不交付団体とは、総務省の定義に倣い、一本算定では不交付団体だが合併の特例により普通交付税が交付された市町村（2018年度では豊田市や成田市（千葉県）など）や、財源不足団体でも調整率を乗じて不交付団体となった市町村（同じく国立市（東京都）や中井町（神奈川県）など）も含まれる。一方、東京特別区は地方交付税の算定において、東京都と合算算定されている。そのため、ここでは特別区分は不交付団体数には含めていない<sup>5)</sup>。また、2013年度において総務省は、前年度の臨時財政対策債の影響により不交付団体となった鎌倉市（神奈川県）や碧南市（愛知県）など6市町を交付団体として取り扱っている。そのため、本稿でもそれに倣っている。

## (2) 恒常的不交付団体

2018年度に普通交付税の不交付団体である77市町村のうち、1999年度から20年間継続して不交付団体であるのは37市町村で<sup>6)</sup>、他の40市町村は2000年度以降に不交付団体となったか、交付団体と不交付団体を行ったり来たりしている（表1）。前者の例でいえば、大和町（宮城県）は1999年度から2017年度まで交付団体だったが、2018年度に不交付団体となった。後者の例では、川崎市（神奈川県）が1999年度から2002年度まで交付団体だったものが2003年度に不交付団体に変わり、2011年度まで継続したものの2012年度に交付団体となり、2016年度に再び不交付団体となって2018年度まで継続している。1999年度から20年間継続して不交付団体である37市町村を、本稿では便宜的に恒常的不交付団体と呼ぶことにする。

37市町村に、政令市は含まれない。2018年度の不交付団体に限っても、政令指定都市は川崎市のみである。政令指定都市は、一般市と比較して都市計画決定や指定区間外の国道・県道の管理、児童相談所の設置など様々な権限が拡大する。一方、財源面において地方税の拡大はなく、基準財政

収入額に算入されるものは地方道路譲与税の増額しかない。拡大する権限の財源面での補てんは、主に国庫支出金や地方交付税における基準財政需要額の算定において行われる（この他、宝くじの発売が可能になる）。例えば政令指定都市になれば県費義務教育教職員が市費義務教育教職員となり基準財政需要額は大幅に拡大するが、その給与の 3 分の 1 が義務教育教職員国庫負担金として国から交付され、残りの 3 分の 2 は地方交付税での措置のため基準財政収入額は変わらない。こうしたことから、一般的に政令指定都市は人口が多く地価は高く商業施設なども豊富だが、普通交付税の不交付団体になることは多くない。しかも、平成に入って以降、政令市は新たに 10 市指定されているが、千葉市（千葉県）を除くすべてが指定前の数年間に、政令指定都市の人口要件を満たすためなどの理由で周辺の市町村と合併をしている。例えば仙台市（宮城県）は、1987 年に宮城町（宮城県）、1988 年に泉市（宮城県）と秋保町（宮城県）をそれぞれ編入合併し、1989 年に政令指定都市となっている。大規模な編入合併の例としては、新潟市（新潟県）と浜松市（静岡県）をあげることができる。新潟市は、2005 年 3 月に白根市はじめ県内の 3 市 4 町 5 村、同 10 月に巻町を編入合併し（2001 年にも黒埼町を編入合併している）、浜松市は、2005 年に浜北市はじめ静岡県内の 2 市 8 町 1 村を編入合併し（2001 年にも可美村を編入合併している）、それぞれ 2007 年に政令指定都市となっている<sup>7)</sup>。周辺の市町村と合併したケースの多くは、財政力の低下につながった可能性が高い。

37 市町村のうち、中核市は豊田市、施行時特例市が厚木市（神奈川県）である。中核市や施行時特例市の権限は、政令指定都市ほどではないものの、市街化区域・市街化調整区域内の開発行為の許可や保健所の設置（中核市のみ）など一般市に比べ拡大する。しかし、地方税や地方譲与税などの財源移譲はない。そのため、政令指定都市ほどではないものの、基準財政需要額が一般市よりも大きくなる一方、基準財政収入額は変わらないことから、不交付団体になり難い。

恒常的不交付団体は、中核市・施行時特例市の 2 市を除くと一般市は 17、町が 13、村は 5 である。このなかに、県庁所在地はひとつも含まれていない。そもそも 2018 年度の不交付団体 77 市町村のなかにも、県庁所在地は含まれていない。20 ある政令指定都市のうち 15 は県庁所在地にあり、その場合は上記の分析通りである。その他、中核市が 23、施行時特



不交付団体の研究

表1 恒常的不交付団体とそれ以外の不交付団体の一覧（2018年度）

	恒常的不交付団体						左記以外の不交付団体
	団体名	区分	平成の大合併	団体名	区分	大合併	団体名（区分）
北海道	泊村	村	無	-	-	-	-
青森県	六ヶ所村	村	無	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	大和町、女川町
福島県	大熊町	町	無	-	-	-	広野町
茨城県	神栖市	一般市	1町編入	東海村	村	無	守谷市、つくば市（特例市）
栃木県	-	-	-	-	-	-	上三川町、芳賀町
群馬県	-	-	-	-	-	-	大泉町
埼玉県	戸田市	一般市	無	-	-	-	和光市、三芳町、八潮市
千葉県	成田市	一般市	2町編入	浦安市	一般市	無	市川市、君津市
	袖ヶ浦市	一般市	無	-	-	-	市原市、印西市
東京都	立川市	一般市	無	武蔵野市	一般市	無	国分寺市、国立市 小金井市、瑞穂町
	三鷹市	一般市	無	府中市	一般市	無	
	調布市	一般市	無	多摩市	一般市	無	
神奈川県	厚木市	特例市	無	箱根町	町	無	川崎（政令市）、鎌倉市、海老名市 藤沢市、寒川町、中井町、愛川町
新潟県	聖籠町	町	無	刈羽村	村	無	-
福井県	-	-	-	-	-	-	高浜町、おおい町
山梨県	昭和町	町	無	-	-	-	忍野村、山中湖村
長野県	軽井沢町	町	無	-	-	-	-
静岡県	長泉町	町	無	-	-	-	富士市（特例市）、御殿場市、湖西市
愛知県	刈谷市	一般市	無	安城市	一般市	無	岡崎市（中核市）、武豊町 日進市、長久手市
	豊田市	中核市	4町2村編入	小牧市	一般市	無	
	東海市	一般市	無	大府市	一般市	無	
	みよし市	一般市	無	豊山町	町	無	
	大口町	町	無	飛鳥村	村	無	
	幸田町	町	無	-	-	-	
三重県	川越町	町	無	-	-	-	四日市市（特例市）
滋賀県	-	-	-	-	-	-	竜王町
京都府	久御山町	町	無	-	-	-	-
大阪府	田尻町	町	無	-	-	-	-
福岡県	苅田町	町	無	-	-	-	-

- (注) 1. 恒常的不交付団体は、1999年度から常に不交付団体だった市町村  
 2. 恒常的不交付団体以外の不交付団体で、カッコ書きの無い市はすべて一般市  
 3. 特例市は、現在では施行時特例市

(資料) 総務省「平成30年度普通交付税の算定結果等」、地方交付税制度研究会編『地方交付税のあらまし』により作成



例市は 5 で一般市が 3 である（東京都を除く）。政令指定都市以外が県庁所在地の場合、それらは多くが地方圏に位置し、人口や商業施設などは周辺の自治体と比べれば多いものの、普通交付税の不交付団体になるほどの財政力は有していない。また、いわゆる平成の大合併において周辺の市町村と合併したケースが多く、東京都を除く 46 道府県の県庁所在地のなかで、新設合併が 8 市、編入合併は 25 市、合併しなかった市は 13 にとどまる<sup>8)</sup>。そもそも不交付団体は少ないうえ、合併により財政力の低下につながった可能性が高い。例えば栃木県の県庁所在地である宇都宮市は、不交付団体だった 2006 年度末に同県内の上河内町と河内町を編入合併している。2005 年度の宇都宮市の財政力指数は 1.02 で、上河内町が 0.58、河内町 0.78 であった。合併後の宇都宮市は、2009 年度まで合併の特例により普通交付税は交付されていたものの、一本算定では不交付団体であった。しかし、2010 年度に交付団体となり 2018 年度現在に至る。

また、恒常的不交付団体には、いわゆる平成の大合併において新設合併された自治体も含まれていない。一方、編入合併のあった自治体は、神栖市（茨城県、波崎町を 2005 年に編入）、成田市（下総町と大柴町を 2006 年に編入）、豊田市（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町を 2005 年に編入）の 3 市が含まれている。恒常的不交付団体には規模の大きくない市や町村が多数あるにも関わらず、平成の大合併と縁が薄いのは、財政力の強さゆえ合併の必要性が乏しかったこと、合併によるアメ（合併特例債の発行や交付税算定の特例）やムチ（交付税算定の切り下げ）が不交付団体にとってあまり意味がないこと、小規模自治体は合併により当該地域の自治が制約される恐れが強いこと、などが考えられる。

地域別で見ると、偏りがあることがわかる。全体として恒常的不交付団体は、東日本に多く西日本に少ない。8 地方区分で見ると<sup>9)</sup>、北海道 1、東北地方 2、関東地方 14、中部地方 16、近畿地方 3、中国地方・四国地方はゼロで、九州沖縄地方 1 である。しかも、近畿地方及び九州沖縄地方の 4 は、すべて町である。恒常的不交付団体以外でも、2018 年度の不交付団体は近畿地方・中国地方・九州沖縄地方において、四日市市（三重県）と竜王町（滋賀県）が近畿地方に追加されるだけである。一方、東北地方は 3、関東地方が 23、中部地方では 11 追加される（北海道はゼロ）。

## 不交付団体の研究

表2 普通会計歳入内訳（2016年度決算、市町村）

	構成比（%、ポイント）			一人当たり額（千円）		
	恒常的不交付 団体計 (a)	市町村合計 (b)	差 (a-b)	恒常的不交付 団体計 (a)	市町村合計 (b)	差 (a-b)
地方税	53.7	31.4	22.3	235	147	88
うち市町村民税（所得割）	16.5	11.8	4.7	73	55	17
うち同（法人税割）	6.1	1.9	4.2	27	9	18
うち固定資産税（土地）	9.4	4.5	4.9	41	21	20
うち同（家屋）	8.7	5.5	3.2	38	26	12
うち同（償却資産）	6.1	2.4	3.7	27	11	16
うち市町村たばこ税	1.7	1.5	0.2	7	7	0
うち都市計画税	2.6	1.7	0.9	11	8	3
地方譲与税	0.6	0.7	-0.1	3	3	-1
各種税交付金等	5.9	4.6	0.7	23	21	2
地方交付税	1.1	14.0	-12.9	5	66	-61
使用料・手数料	1.7	2.3	-0.6	8	11	-3
国庫支出金	13.1	15.3	-2.3	57	72	-15
都道府県支出金	7.0	6.6	0.4	31	31	-0
地方債	3.6	8.3	-4.7	16	39	-23
その他	13.1	16.8	-3.6	60	79	-18
歳入総額	100.0	100.0	-	438	469	-30

(注) 1. 恒常的不交付団体は、1999年度から2018年度まで常に不交付団体だった37市町村の合計

2. 市町村合計は、上記の恒常的不交付団体を除いたもの

3. 各種税交付金等には、地方特例交付金を含む

(資料) 総務省編『市町村別決算状況調』により作成

### (3) 恒常的不交付団体の歳入内訳

次に、恒常的不交付団体の歳入を見てみよう（表2）。当然のことだが、その他の市町村と比較して地方税の割合が高く一人あたり額も大きい。2016年度決算における恒常的不交付団体の地方税が歳入に占める比率は53.7%で一人あたり235千円と、恒常的不交付団体以外の市町村の加重平均31.4%、147千円と比べ、22.3ポイント、88千円の大差がある。一方、恒常的不交付団体の地方交付税はわずかであり、歳入全体の14.0%、一人あたり66千円の恒常的不交付団体以外の市町村とは、異なっている。

決定的な違いはこの二つだが、その他にも有意な違いを見出すことができる。それが、国庫支出金と地方債である。国庫支出金のなかには、財政力に応じて金額等が変わるものがある。とくに、普通建設事業費関連においてよく見られる。国庫支出金のなかで普通建設事業費支出金は、歳入に

占める比率が恒常的不交付団体 0.5% で一人当たり額は 2 千円に対し、恒常的不交付団体を除く市町村合計は 0.9%、4 千円にのぼる。また、生活保護費負担金、児童保護費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金でも、恒常的不交付団体は構成比・金額ともかなり少ない。地方債に関しては、恒常的不交付団体は財源が豊かで必要度が低いとともに、臨時財政対策債の発行可能額が原則ゼロであること、そして元利償還費が交付税措置されても無意味なため起債をできるだけ回避することが理由である。その他収入でも大きな差があり、なかでも保育所の保育料や学校給食費の保護者負担金など分担金及び負担金において、恒常的不交付団体は 0.6%、3 千円にすぎないが、恒常的不交付団体以外では 3.5%、16 千円となっている。

税収の内訳では、主要な市町村税目のなかでは市町村たばこ税を除き、恒常的不交付団体が歳入総額に占める比率でも一人あたり税額でも、その他の市町村を大きく上回っている。なかでも、市町村民税（法人税割）では、構成比・一人あたり税額ともに恒常的不交付団体はそれ以外の市町村の約 3 倍となっている。また、固定資産税（償却資産）および固定資産税（土地）も 2 倍ほどの規模である。市町村民税（法人税割）と固定資産税（償却資産）は、利益をあげ積極的に投資をする企業が立地している必要があり、とくに差が出やすい。一方、固定資産税（土地）は地価の高さと土地の民間での活用が重要となる。

なお、歳入総額を住民一人当たり額で見ると、恒常的不交付団体は 438 千円でそれ以外の市町村の 469 千円よりも少ないことがわかる。これは、恒常的不交付団体における地方税の多さを、地方交付税、国庫支出金、地方債で凌駕し、さらにその他収入で差が出るからである。

## 第 2 章 恒常的不交付団体の特徴

### (1) 人口・面積

本章では、前章で示した恒常的不交付団体の 37 市町村について、次章での類型化のために様々な面から分析を行う。まずは、人口や面積から見てみよう（表 3）。

2016 年度の普通交付税の算定において、1718 市町村全体について回帰分析すれば、基準財政需要額 ( $y_1$ 、単位：万円)・基準財政収入額 ( $y_2$ 、単位：万円) とともに、人口 ( $x_1$ 、単位：人) と面積 ( $x_2$ 、単位： $\text{km}^2$ ) では

表3 恒常的不交付団体の人口・面積（2016年度）

	住民基本 台帳人口（人）	面積 （km <sup>2</sup> ）	人口密度 （人/km <sup>2</sup> ）	外国人比率 （%）	0～14歳
泊村	1,739	82	21	0.17	10.9
六ヶ所村	10,553	253	42	0.81	12.3
大熊町	10,665	79	135	0.45	15.2
神栖市	94,934	147	646	2.33	14.2
東海村	38,363	38	1,010	0.77	15.4
戸田市	137,320	18	7,549	4.55	15.4
成田市	132,334	214	619	3.16	14.0
浦安市	166,551	17	9,627	2.14	14.2
袖ヶ浦市	62,306	95	656	1.05	13.4
立川市	181,554	24	7,453	2.13	12.4
武蔵野市	143,964	11	13,111	1.96	11.6
三鷹市	185,101	16	11,273	1.82	12.6
府中市	258,000	29	8,767	1.81	13.6
調布市	229,886	22	10,653	1.76	12.6
多摩市	148,293	21	7,058	1.62	11.9
厚木市	225,366	94	2,402	2.75	12.8
箱根町	12,017	93	129	2.39	7.7
聖籠町	14,264	38	380	0.69	15.1
刈羽村	4,715	26	179	0.30	12.5
昭和町	19,728	9	2,173	3.86	16.8
軽井沢町	20,295	156	130	2.16	11.7
長泉町	43,000	27	1,615	0.80	16.2
刈谷市	150,216	50	2,981	2.74	14.7
豊田市	424,095	918	462	3.53	14.1
安城市	186,837	86	2,171	3.38	15.6
小牧市	153,471	63	2,443	5.19	14.1
東海市	114,271	43	2,631	1.35	15.5
大府市	91,040	34	2,705	2.44	16.0
みよし市	60,761	32	1,888	2.85	16.6
豊山町	15,519	6	2,511	2.81	16.2
大口町	23,725	14	1,743	1.94	15.5
飛鳥村	4,615	22	206	5.20	13.7
幸田町	40,545	57	715	2.10	17.0
川越町	14,977	9	1,716	2.74	15.7
久御山町	16,255	14	1,173	2.52	13.1
田尻町	8,588	6	1,528	1.34	14.5
菊田町	36,939	49	756	2.33	14.7
不交付団体計	3,482,802	2,912	1,196	2.56	13.9
市町村合計	124,424,284	370,039	336	1.80	12.6

(注) 1. 昼間人口比率は2015年度、国勢調査人口増減率は2015年度のものを2010年度と比較したものの。その他の人口関連はすべて住民基本台帳人口の2016年度

2. 市町村合計は、上記の恒常的不交付団体を除いたもの（表4・表5も同じ）

(資料) 総務省編「市町村別決算状況調」、総務省統計局編「国勢調査報告 平成27年」により作成

年齢階層別構成比 (%)			国勢調査人口 増減率 (%)	自然増減 人口比 (%)	社会増減 人口比 (%)	昼間人口比率 (%)
15~64 歳	65 歳以上	75 歳以上				
51.4	37.7	21.9	△ 5.9	△ 1.4	0.9	173.9
63.2	24.5	12.7	△ 5.0	△ 0.1	△ 0.6	150.7
60.9	23.8	11.6	△ 100.0	0.1	△ 1.0	-
64.6	21.2	9.0	△ 0.3	△ 0.1	0.1	105.7
60.6	24.0	11.2	0.7	0.0	△ 0.3	99.0
68.9	15.7	7.0	10.6	0.5	0.5	91.3
64.6	21.4	9.4	1.8	0.0	0.0	123.6
69.4	16.4	6.4	△ 0.5	0.3	0.9	96.2
61.2	25.4	10.6	1.0	△ 0.2	0.4	94.8
63.8	23.8	11.4	△ 1.9	△ 0.1	0.9	114.2
66.4	22.0	11.3	4.3	0.1	0.2	108.7
65.9	21.5	10.8	0.5	0.1	0.8	88.7
65.1	21.3	10.3	1.9	0.1	0.3	94.4
66.0	21.4	10.7	2.4	0.1	1.2	86.4
61.0	27.0	11.9	△ 0.7	△ 0.1	0.2	101.0
65.7	21.5	8.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1	115.6
56.3	36.0	17.2	△ 14.9	△ 0.9	△ 0.7	151.5
61.2	23.8	11.7	2.3	0.0	△ 0.6	129.4
57.9	29.6	15.6	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	93.9
65.2	18.0	8.3	10.5	0.4	1.0	130.8
58.1	30.2	14.1	△ 0.1	△ 0.4	0.6	120.6
62.5	21.2	10.3	3.8	0.3	0.1	95.8
65.9	19.3	8.6	2.7	0.4	△ 0.0	123.1
64.0	21.9	9.3	0.3	0.2	△ 0.1	110.5
64.4	20.0	9.0	3.0	0.3	△ 0.1	104.6
62.7	23.3	10.0	1.6	△ 0.0	△ 0.4	117.7
63.1	21.4	10.0	4.0	0.3	0.2	101.2
63.1	20.9	9.3	4.6	0.4	0.8	100.8
66.4	17.0	7.0	2.8	0.4	△ 0.0	103.3
62.1	21.7	9.2	5.4	0.2	0.8	129.4
62.3	22.2	10.0	3.7	0.2	0.8	139.9
58.2	28.1	13.7	△ 2.8	△ 1.1	0.6	318.5
62.4	20.6	9.2	4.3	0.3	1.1	94.9
65.3	19.0	9.1	5.3	0.4	△ 0.2	95.3
57.9	29.0	12.1	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.6	177.7
62.2	23.2	11.7	4.1	△ 0.3	0.1	106.5
61.7	23.6	11.4	△ 2.9	0.2	0.9	121.3
64.6	21.5	9.8	1.3	0.1	0.3	106.1
60.5	26.9	13.2	△ 0.8	△ 0.3	0.2	99.6

ば説明がつく ( $R^2$ : 決定係数)。回帰式は、

$$y_1 = -15350.5 + 16.627x_1 + 665.43x_2 \quad R^2 = 0.984$$

$$y_2 = -109583.9 + 16.377x_1 - 244.65x_2 \quad R^2 = 0.975$$

である。基準財政需要額・収入額ともに人口が増えれば増加するのだが、面積は異なっている。つまり、基準財政需要額では面積の拡大が様々な財政需要につながるのに対して、基準財政収入額では地方圏に多い面積の大きい自治体の税収等が少ないことを示している。面積の小さい自治体において、地方税等が大きくなる要素があれば、財政力は高くなるだろう。

恒常的不交付団体には政令指定都市や県庁所在地がないこと、中核市が豊田市のみ、施行時特例市は厚木市のみだったように、人口の多い市はほとんど含まれていない。2016年度(2017年1月1日)において人口10万人前後の一般市と、2万人前後の町村が多くを占める。一方、人口の極端に少ない市町村についても、泊村(北海道)のように1718市町村中68番目に人口の少ない村も含まれるものの、例外的である。面積については、全国的に見て規模の小さい市町村が多い。例外は豊田市で、1718市町村中38番目に規模が大きい。しかし、恒常的不交付団体37市町村中、豊田市に次ぐ規模の六ヶ所村(青森県)でさえ全市町村中483番目で、32市町村が1000番目以下の小規模自治体である。

このように人口は中規模、面積は小規模な市町村が多いため、総じて人口密度は高い。なかでも、2016年度における全市町村中2番目に人口密度の高い武蔵野市(東京都)をはじめ、三鷹市(東京都、7位)、調布市(東京都、9位)、浦安市(千葉県、15位)、府中市(東京都、24位)、戸田市(埼玉県、36位)、立川市(東京都、38位)、多摩市(東京都、47位)は、人口密度の高さが、高い基準財政収入額と人口の割には低い基準財政需要額に結び付いている。ただし、人口密度の高さだけで恒常的不交付団体となる訳ではないことは、人口密度1位の蕨市(埼玉県)や3位の西東京市(東京都)をはじめ人口密度が高くても交付団体の市町村があることでわかるだろう<sup>10)</sup>。

次に、人口構成について見てみよう。まず外国人比率を見ると、愛知県下の恒常的不交付団体において、高い市町村が多い。とくに豊田市、安城市、小牧市、飛鳥村において、その高さは顕著である。これは、工場が多く人手が不足するほど稼働しているといった、産業面での必要性の結果であり、恒常的不交付団体となる要因ではない。同じような特徴を持つ恒常

的不交付団体として、昭和町（山梨県）や戸田市（埼玉県）も外国人比率が高い。一方、成田市は、成田国際空港の存在が外国人比率の高さにつながっている。

年齢構成を恒常的不交付団体全体として見ると、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15～64歳）の構成比が高く、老年人口（65歳以上）の比率は低い。とくに、飛鳥村を除く愛知県下の市町村に、その傾向が強い。これは、自治体内に有力な勤務先があるうえ、同一自治体内に居住している者が多いことが推察される。また、昭和町や長泉町（静岡県）、川越町（三重県）も同様の傾向が見受けられる。1718市町村を老年人口比率の低い順に並べてみると、戸田市が3番目、浦安市5番目、みよし市（愛知県）9番目、川越町28番目、刈谷市（愛知県）34番目、安城市41番目などがとくに目立つ。一方、恒常的不交付団体のなかで泊村は高齢化が進んでおり、老年人口比率は37.7%、後期高齢者（75歳以上）の比率が21.9%と全国平均の26.9%、13.2%を上回っている。ただし、全市町村の順位で見ると350番目、295番目であり、最も高齢化の進んでいる南牧村（群馬県）の60.6%、42.4%などと比較すればそれほどではない。

飛鳥村の年少人口や生産年齢人口の少なさについては、伊勢湾における埋立地の工業団地はじめ村内に仕事場が多くあるものの、市街化調整区域が広く、家族連れが住むのに適した住宅の少なさが原因である。これは、昼間人口比率が300%超の突出した高さからも理解できる。恒常的不交付団体の昼間人口比率は、概して高い。これは、工場や商業施設が自治体内にあり、それが税収等を生む要因となっているもので、原子力発電所のある泊村や原子燃料サイクル施設等のある六ヶ所村、有力な工業団地を有する一方で町域の半分に迫る巨大な干拓田のある久御山町（京都府）、有数の観光地である箱根町（神奈川県）で、とくに昼間人口比率が高い。また、工場が多数立地している自治体も昼間人口比率が高い。一方、調布市や三鷹市のように、住宅が多く生産年齢人口も多い自治体は、昼間人口比率が90%を下回っている。なお、大熊町（福島県）は、国勢調査実施時点（2015年10月1日）において福島第一原子力発電所の事故に伴い全住民が避難していたため、住民基本台帳上の人口はいるが、国勢調査で示される昼間人口比率は数値なしとなる。

次に、人口動態を検証してみよう。趨勢を見るため国勢調査人口を用いて、2015年のものを2010年と比較してみる。国全体として人口が減少す



るなか、恒常的不交付団体は全般的に人口が増加している。ただし、自治体による差は大きく、高齢化率同様、昭和町や愛知県下の恒常的不交付団体（飛鳥村を除く）の増加率が高い。ただし、比較対象の2010年は世界同時不況の影響で、製造業の不振が目立っていた時で、その後の緩やかな景気回復によって雇用が上向いた影響によるところが大きい。戸田市も高い人口増加率となっており、倉庫や印刷工場など昭和町等と同様の効果があるうえ、中高層マンションの急増による増加も顕著である。このほか、武蔵野市や調布市といった東京都の市でも、多くの増加が見られる。ただし、同じ住宅地でも、高齢化が問題視されている多摩ニュータウンを抱える多摩市では人口が減少している。一方、全住民が避難していた大熊町を除くと、泊村と箱根町の減少率が高い。箱根町は、2015年6月の箱根山噴火による社会減とともに、自然減の影響も無視できない。

人口動態について、自然増減（出生－死亡）と社会増減（転入－転出）に分けて、2017年1月のものを前年と比較する。全国平均（恒常的不交付団体を除く）で見ると、少子高齢化の影響で自然減（出生<死亡）、外国人の転入が増えたことで社会増（転入>転出）となっている。しかし、全体として見た恒常的不交付団体は自然増でかつ社会増が大きい。国勢調査人口で人口が増加していた市町村は、自然増が大きい。一方、高齢化率の高い泊村、飛鳥村、箱根町で自然減が大きいのは、当然だろう。ただし泊村や飛鳥村は社会増であり、自然減と社会減に見舞われている典型的な過疎の村とは異なっている。工業地域以外で社会増が目立つのは、調布市、立川市、三鷹市といった住宅地である。

## (2) 経済・産業

市町村において地方税収が大きくなるには、人口の集積などに加え、個人所得、地価、工場の立地など経済や産業が重要である。とくに恒常的不交付団体となるには、経済条件の重みが増す（表4）。

個人所得課税については、納税義務者が多くかつ所得が高いことが重要となる。一人あたり課税所得の高さでは、武蔵野市（全市町村中3位）がひときわ目立ち、浦安市（7位）、三鷹市（8位）、調布市（14位）といった同様の住宅街において高い。これらの市は、市町村民税（所得割）の納税義務者の比率も高く、多くの住民が多くの所得を得ていることがわかる。一方、箱根町（全市町村中5位）は、納税義務者の比率<sup>11)</sup>において

は武蔵野市（6位）や浦安市（9位）、三鷹市（17位）、調布市（19位）を凌ぐ高さだが、一人あたり課税所得はそれらの市には遠く及ばない（263位）。これは、箱根町における資産を持つが所得は高くはない高齢者の比率の高さが影響していると考えられる。みよし市（18位）や刈谷市（25位）など工業地域の恒常的不交付団体も総じて一人あたり課税所得は高いが、武蔵野市などと比べるとやや見劣りする。

市町村民税（法人税割）は、企業の所得（利益）に課せられる税のため、法人所得を見ることが最適だが、データの制約のためここではまず住民一人当たりの製造品出荷額等を見ることにする。住民一人当たりの製造品出荷額等は、人口が少ない町村で、大規模工場などが立地する自治体においてかなり高い。名古屋港臨海工業地域や火力発電所がある一方で市街化調整区域の広い飛鳥村は、その典型だろう。また、臨空産業団地などのある荻田町（福岡県）、中部工業団地などにデンソーはじめ自動車関連工場が多数存在する幸田町、原子燃料サイクル施設のある六ヶ所村、世界一の工作機械メーカーであるヤマザキマザックなどの本社や工場の立地する大口町（愛知県）の住民一人当たりの製造品出荷額等が高い理由も同様である<sup>12)</sup>。京葉工業地域の一部で石油化学コンビナートが多数立地する袖ヶ浦市（千葉県）や鹿島臨海工場地域の立地する神栖市は、人口が10万人弱のため上記町村ほどではないが、全国的にみるとかなり高い一人当たりの製造品出荷額等がある。そうしたなか、トヨタ自動車の本社や関連工場などが多数立地する豊田市が、人口40万人以上にもかかわらず、住民一人当たりの製造品出荷額等が人口の少ない町村並みに高いのは、流石というべきだろう。

商業商品販売額等は、商業活動の活発さが第三次産業における法人所得課税に影響を及ぼすことに加え、地方消費税交付金にも波及する。住民一人当たり商業商品販売額等を見てみる。恒常的不交付団体における一人当たり商業商品販売額は、全国平均と比較してもかなり低い。これは、必ずしも第三次産業の活性化が不交付団体につながるとは限らないことを示している。そうしたなか、一人当たり商業商品販売額の高い恒常的不交付団体は、必ずしも全国的に有名な繁華街やサービス施設があるわけではなく、やはり人口の少ない町村である飛鳥村（全市町村中2位）や豊山町（愛知県、同3位）、久御山町（9位）で高い数値を示している。

市町村税のなかで最大の税収をもつのは、固定資産税である。固定資産

不交付団体の研究

表4 恒常的不交付団体の経済・産業構造 (2016年度)

	就業者数 比率 (%)	産業構造 (2015年国勢調査)			納税義務者比 率(所得割、%)	課税対象個人 所得(万円/人)	製造品出荷額 等(万円/人)
		第1次(%)	第2次(%)	第3次(%)			
泊村	51.0	8.6	15.5	75.9	37.5	103	X
六ヶ所村	57.8	13.0	38.7	48.3	45.7	131	3,175
大熊町	0.0	-	-	-	35.1	146	0
神栖市	49.5	5.8	38.3	55.9	44.0	142	1,681
東海村	45.5	3.1	26.2	70.6	44.9	152	55
戸田市	48.8	0.2	23.0	76.8	49.2	176	168
成田市	48.8	4.1	15.9	80.1	47.9	154	160
浦安市	47.6	0.2	14.0	85.9	51.0	230	63
袖ヶ浦市	47.4	4.6	28.4	67.1	44.9	142	1,711
立川市	41.1	1.0	18.9	80.1	47.7	174	59
武蔵野市	45.9	0.4	13.4	86.2	52.7	273	6
三鷹市	50.9	0.9	15.2	83.9	50.3	220	18
府中市	47.9	0.7	18.5	80.9	48.7	187	298
調布市	46.2	0.7	15.6	83.7	50.0	205	23
多摩市	41.6	0.5	15.2	84.3	47.7	175	22
厚木市	47.4	1.3	27.4	71.3	47.6	162	273
箱根町	56.2	1.1	9.8	89.1	53.1	143	7
聖籠町	49.5	9.5	35.0	55.5	42.9	104	1,210
刈羽村	53.0	6.1	36.2	57.7	45.6	128	279
昭和町	49.5	2.8	30.0	67.2	45.9	154	1,075
軽井沢町	45.6	3.4	14.4	82.2	44.4	172	23
長泉町	49.1	2.1	35.3	62.6	47.0	176	1,018
刈谷市	51.4	1.2	46.9	52.0	49.6	193	1,074
豊田市	50.1	2.0	47.3	50.7	49.3	185	3,340
安城市	49.5	2.6	43.6	53.8	47.9	181	1,114
小牧市	45.5	1.2	36.4	62.4	48.3	158	941
東海市	50.4	2.3	38.8	58.9	48.5	166	1,345
大府市	49.6	1.7	41.4	56.8	47.9	178	1,016
みよし市	49.3	1.9	42.1	56.0	46.2	196	1,583
豊山町	51.1	0.9	33.6	65.5	47.2	149	1,085
大口町	49.2	1.7	40.1	58.3	46.1	154	1,947
飛鳥村	52.2	11.7	29.3	59.0	45.6	163	5,317
幸田町	50.1	3.8	45.0	51.1	46.1	160	3,904
川越町	50.8	0.8	36.8	62.4	47.9	152	435
久御山町	46.1	8.6	31.2	60.2	42.0	120	1,241
田尻町	47.3	1.9	15.8	82.3	41.8	123	98
菟田町	41.6	1.4	38.8	59.8	42.5	128	4,365
不交付団体計	47.8	1.7	29.6	68.7	48.4	183	950
市町村合計	46.0	4.0	24.8	71.1	44.3	147	225

(注) 1. 就業者数比率と一人当たり製造品出荷額等(泊村のXは秘匿データ)は2015年度、一人当たり商業商品販売額は2013年度

2. 泊村と昭和町の住宅地平均地価、戸田市の商業地最高地価は、都道府県地価調査によるもの。市町村合計のカッコ書きは、都道府県庁所在地の単純平均(参考値)

(資料) 総務省編「市町村税課税状況等の調」、総務省統計局編「経済センサス」『国勢調査報告』『市区町村のすがた』、経済産業省編『商業統計調査』により作成

商業商品販売額(万円/人)	可住地面積比率(%)	地価公示 (円/m <sup>2</sup> )		特記事項
		住宅地平均	商業地最高	
93	6.6	3,850	該当なし	原子力発電所
192	44.4	6,325	11,500	原子燃料サイクル施設、石油備蓄基地
0	36.8	該当なし	該当なし	原子力発電所
235	94.9	16,838	44,500	鹿島臨海工場地域・鹿島港、火力発電所
114	82.9	38,829	51,600	原子力・火力発電所、原子力関連施設
314	100.0	220,300	279,000	印刷工場・物流センター・ホテル等多数、競艇場
224	77.4	50,100	254,000	成田空港の大部分
325	100.0	264,200	734,000	京葉工業地域、TDR・同関連ホテル
77	79.0	39,200	75,400	京葉工業地域、石油化学コンビナート、火力発電所
357	99.8	235,800	4,850,000	
204	100.0	516,200	5,280,000	
102	99.9	383,500	2,150,000	
177	100.0	282,200	1,420,000	東芝・NEC・サントリー等の工場、競馬場
150	99.4	322,200	1,280,000	
196	98.3	183,700	603,000	多摩 NT、京王電鉄他グループ会社本社等
439	71.8	114,600	885,000	工業団地 2、IC 付近に多数の工場等
114	18.7	30,400	100,000	別荘地・観光地
432	94.0	10,800	該当なし	火力発電所、工業専用港
96	57.9	14,050	該当なし	原子力発電所
481	100.0	50,800	69,800	工業団地 2、テルモ・パナソニック等の工場
244	24.3	34,667	134,000	別荘地・観光地
187	60.4	116,167	131,000	東レ・協和発酵・東海製紙等工場多数
399	99.0	129,800	225,000	トヨタ車体・デンソー・豊田織機・アイシンの本社・工場
394	31.9	98,300	250,000	トヨタ自動車本社・工場多数・関連企業等
331	100.0	120,200	236,000	豊田自動織機工場・デンソーとアイシン精機各工場 2
410	89.2	85,500	183,000	名古屋飛行場、自衛隊、自動車・航空産業多数
193	98.0	89,100	165,000	愛知製鋼（トヨタ関連）本社・工場多数
175	96.9	114,800	138,000	豊田自動織機工場 3
379	94.9	109,000	145,000	トヨタ自動車工場 3
1,532	100.0	91,720	112,000	名古屋飛行場が面積の 1/3、三菱重工工場
773	100.0	67,757	該当なし	ヤマザキマザック・オークマ・東海理化の本社・工場
1,539	100.0	40,300	該当なし	名古屋港臨海工業地域、火力発電所
95	57.2	86,456	95,000	工業団地 5、デンソー等自動車関連工場多数
198	100.0	47,367	81,200	火力発電所
953	98.3	79,975	該当なし	久御山工業団地、北半分が巨椋池干拓田
280	100.0	56,225	該当なし	関空の中央部（町面積の 2/3 が関空）
194	65.4	34,757	63,000	北九州空港、臨空産業団地、石炭火力発電所
289	56.3	-	-	
377	32.7	(91,232)	(2,813,957)	

税の課税対象は、土地、家屋、償却資産である。土地に関しては、可住地面積の大きさと地価に強く影響を受ける。家屋は住宅や商業施設、工場等、土地の上に民間の構造物（公益法人を除く）の存在することが大きい。ただし、地価の高い場所では、特殊な要因がある場合を除き、土地の需要が強く活用が望まれるからこそ高く、分析にあたり地価である程度代替可能である。一方、償却資産については、工場等が立地している自治体、とくに新たな設備投資が実施されると大きくなり、前述の製造品出荷額等で類推できる。

恒常的不交付団体の可住地面積の比率は、その他の市町村と比較してかなり高い。とくに住宅地では、100%あるいはそれに近い数値である。一方、泊村や箱根町、軽井沢町（長野県）では、可住地の比率が低い。箱根町や軽井沢町は風光明媚な観光地でかつ別荘地でもあり、山など可住地以外の面積が大きくなっている。豊田市については、編入合併した旧稲武町などが山間部にあり、その影響で可住地面積の比率が低くなっている。地価（原則として公示地価）について、まず住宅地の調査地点の平均額は、武蔵野市が極めて高く東京都23区とほぼ同水準で、県庁所在地で2番目に高い大阪市の2.5倍程度となっている。三鷹市や調布市が武蔵野市に次ぐ水準で、府中市、浦安市、立川市、戸田市と続く。商業地の最高価格は、武蔵野市と立川市が群を抜いて高く、東京都23区を含む最高地価の平均価格の2倍程度に匹敵する。それに続く水準にあるのは、三鷹市、調布市、府中市であり、やはりかなり高い。住宅地・商業地ともに地価の高い自治体は、可住地面積比率も100%かそれに準じる数値であり、市域全体でかなりの地価が形成されている。

### (3) 税収

市町村の基準財政収入額に直接影響を与える税収や地方譲与税、税交付金について、恒常的不交付団体の住民一人当たり金額で見てみる（表5）。まず、地方税収全体としては、やはり人口の少ない町村で高い。泊村は、全市町村で最高額、飛鳥村（3位）、六ヶ所村（6位）、箱根町（9位）、田尻町（大阪府、11位）、刈羽村（12位）、軽井沢町（18位）などがとくに高い。他の市町村に関しても、恒常的不交付団体を除く市町村の平均額を大きく上回っているのは、恒常的不交付団体として当然だろう。

次に、税目別に検討していこう。まず、個人所得課税である市町村民税

(所得割)は、前述の通り所得が多い武蔵野市(全市町村中3位)がひときわ目立ち、浦安市(7位)、三鷹市(9位)、調布市(14位)といった住宅街において高い。しかも、武蔵野市、三鷹市、調布市は、後述の通り地価が高く固定資産税の税収も多いものの、所得割の方が大きいという特徴をもつ。武蔵野市に関しては、税収総額への影響度は小さいが、所得割のなかで退職所得が多いのも特徴である。

一人当たり市町村民税(法人税割)は、飛鳥村(全市町村中2位)をはじめ豊田市(4位)、田尻町(5位)、みよし市(8位)、泊村(13位)、昭和村(15位)、刈谷市(20位)、久御山町(21位)といった世界的に有名な企業の本社や工場、大規模工場団地に火力発電所、原子力発電所などが立地する自治体が並んでいる。

市町村民税(法人均等割)は、資本金と従業員数で税額は変わるものの、最も税額の高い資本金50億円超・従業員数100人超でも300万円と企業規模など考慮すれば上限がかなり低いため、収益性の高い大企業が少数あるよりも、多数の中小・零細企業が立地している方が高くなりやすい。そのため、2016年度における住民一人当たり市町村民税(法人均等割)の高い自治体は、占冠村(北海道、1位)、湯沢町(新潟県、2位)、草津町(群馬県、4位)、山中湖村(山梨県、6位)、恒常的不交付団体では箱根町(5位)、軽井沢町(8位)といったホテルや旅館が多数立ち並ぶ有名リゾート地・観光地で高い傾向にある。そうしたなか、恒常的不交付団体では、飛鳥村(3位)、久御山町(7位)、泊村(9位)、昭和町(13位)をはじめ、大工場のある町村も上位に入っている。

固定資産税は、純固定資産税と交付金に分かれ、このうち純固定資産税は課税対象により土地、家屋、償却資産に区分される。土地に関しては、大熊町や泊村を例外に、恒常的不交付団体は軒並み高い水準にある。とくに、土地の利用度がきわめて高い一方で、住民の数の少ない飛鳥村は、2016年度における住民一人当たりでみた固定資産税(土地)は全市町村中1位で、2位が田尻町、3位軽井沢町、4位箱根町と続く。そこまではないが、全国的に見ると極めて高い水準にある自治体には、武蔵野市(11位)、成田市(13位)、立川市(21位)、東海市(愛知県、23位)、戸田市(26位)といった人口10万人超の市も含まれる。これらは、成田空港の大部分を含む成田市を除き、可住地面積が100%あるいはそれに近く、地価も高い水準にある。

不交付団体の研究

表5 恒常的不交付団体の主な税収等一人あたり額（2016年度、千円）

	地方税	市町村民税 所得割	所得割のうち 退職所得分	市町村民税 法人均等割	市町村民税 法人税割
泊村	1,410	35	0	11	38
六ヶ所村	774	47	0	6	24
大熊町	400	34	2	2	24
神栖市	230	54	0	5	17
東海村	311	57	0	3	5
戸田市	203	69	0	4	14
成田市	246	58	0	4	20
浦安市	243	97	1	3	25
袖ヶ浦市	212	52	0	4	13
立川市	216	68	1	6	21
武蔵野市	280	119	3	5	17
三鷹市	206	91	1	2	15
府中市	198	75	1	3	15
調布市	195	83	1	3	15
多摩市	191	69	1	3	9
厚木市	194	63	0	4	16
箱根町	537	53	0	16	15
聖籠町	305	33	0	5	20
刈羽村	516	44	0	6	15
昭和町	241	59	0	8	36
軽井沢町	445	66	1	12	11
長泉町	226	69	0	4	26
刈谷市	242	77	0	3	30
豊田市	287	73	0	2	82
安城市	210	71	1	3	19
小牧市	205	60	0	4	20
東海市	244	63	0	3	12
大府市	202	69	0	2	26
みよし市	280	78	0	3	65
豊山町	259	55	0	6	11
大口町	228	57	0	4	36
飛鳥村	853	62	1	22	112
幸田町	209	60	0	2	20
川越町	311	56	0	4	11
久御山町	285	43	0	13	29
田尻町	521	44	1	7	79
菊田町	208	47	1	4	15
不交付団体計	235	73	1	4	27
市町村合計	147	17	0	3	18

(注) 財力指数は3年間平均のもので、これのみ単位はない。

(資料) 総務省編「市町村別決算状況調」、総務省編「地方財政状況調査」により作成



土地	固定資産税			地方譲与税	地方消費 税交付金	【参考】 財政力指数
	家屋	償却資産	交付金			
3	270	1,036	0	7	27	1.71
26	380	251	24	6	23	1.65
3	30	304	0	6	21	1.61
30	38	68	2	9	17	1.33
28	64	126	0	4	16	1.52
45	34	11	3	2	15	1.22
57	54	37	0	5	19	1.28
48	45	16	0	2	18	1.52
35	30	58	0	6	16	1.09
47	33	12	3	1	23	1.13
59	35	10	4	1	22	1.49
39	25	9	2	1	20	1.13
40	32	11	2	2	21	1.19
35	26	6	4	1	20	1.25
29	39	21	1	2	21	1.11
36	37	14	0	2	19	1.14
113	205	52	7	3	26	1.41
33	58	138	1	8	20	1.12
18	146	273	0	7	17	1.26
38	50	30	0	3	22	1.17
157	109	32	1	5	19	1.52
42	39	24	0	3	18	1.33
42	37	22	0	3	21	1.34
31	35	27	1	3	19	1.30
37	32	22	1	3	19	1.27
40	37	20	1	3	20	1.18
47	35	53	0	3	18	1.27
35	31	16	0	2	18	1.10
43	37	28	1	3	19	1.35
53	47	43	15	5	21	1.07
42	46	31	1	4	23	1.23
336	191	91	18	56	39	2.11
34	32	42	0	4	18	1.18
42	42	143	0	4	17	1.28
69	57	34	1	3	30	1.08
174	82	73	4	7	21	1.37
37	40	47	2	7	20	1.12
41	38	27	2	3	20	1.32
20	12	16	1	3	18	0.72

住民一人当たりでみた固定資産税（家屋）は、原子力関連施設や有名観光地・別荘地のある自治体が上位に並ぶ。恒常的不交付団体では、六ヶ所村（1718市町村中1位）、泊村（2位）、箱根町（3位）、飛鳥村（5位）、刈羽村（6位）、軽井沢町（10位）が最上位に位置する。恒常的不交付団体以外でも、リゾート地である湯沢町（新潟県、4位）、山中湖村（山梨県、7位）、原子力発電所のある女川町（宮城県、8位）が入る。恒常的不交付団体のなかで最も低い三鷹市でも、恒常的不交付団体以外の平均を2倍以上上回っており、固定資産税（家屋）の多さは恒常的不交付団体の必須条件のひとつといえる。

住民一人当たりでみた固定資産税（償却資産）は、恒常的不交付団体では泊村、大熊町、刈羽村、六ヶ所村、川越町、聖籠町、東海村（茨城県）、飛鳥村といった、原子力発電所（関連施設含む）あるいは火力発電所の立地する人口の少ない町村の数値が高い。また、工場が多く立地する自治体も比較的高い。一方、住宅地が多い調布市、三鷹市、武蔵野市、府中市、立川市は、恒常的不交付団体を除いた市町村平均と比べてもかなり低い。

固定資産税のなかで国有資産等所在市町村交付金は、国や都道府県等が所有する固定資産のうち大規模かつ所在自治体への影響が大きいものについて、非課税となる純固定資産税の代替措置として国等から交付されるものである。恒常的不交付団体では、六ヶ所村の規模が大きく、飛鳥村や豊山町も大きい。六ヶ所村といえば日本原燃株式会社が運営する原子燃料サイクル諸施設が有名だが、村内には広大なむつ小川原国家石油備蓄基地もあり、交付金の対象となっている。また、豊山町では面積のおよそ3分の1が県営名古屋空港であり、交付金の対象となっている。

地方譲与税では、飛鳥村が飛び抜けて大きい。飛鳥村の地方譲与税は、特別とん譲与税が多くを占める。外国貿易船が入港に際して、船舶の大きさ（純トン数）に応じて特別とん税が課される。特別とん譲与税は、特別とん税の全額が開港所在市町村に譲与される。名古屋港の一部を構成する飛鳥村には、コンテナターミナルが複数存在しており、特別とん譲与税が市町村民税（所得割）に匹敵する貴重な財源のひとつとなっている。基準財政収入額の算定では、地方税の原則算入率75%に対して、地方譲与税は100%であり、その影響力がより強調される<sup>13)</sup>。

各種の税交付金も貴重な財源である。2016年度に市町村へ交付された税交付金では、地方消費税交付金（2.3兆円）の規模が各種税交付金の合

計額 (2.7 兆円) の 82.5% を占め、圧倒的に大きい。地方消費税交付金とは、都道府県が課税する地方消費税の税収額の 2 分の 1 について、税率 1% 分を人口と従業者数、0.7% 分は人口を基準に配分される。そのため、住民一人当たりの地方消費税交付金は、従業者数の多い市町村で大きくなる。とくに、人口の少ない町村で在勤者の多い自治体で顕著となる。2016 年ではやはり飛鳥村が大きく、久御山町や泊村、箱根町なども大きい。

### 第 3 章 類型化

#### (1) 大規模原子力発電所 (関連施設含む) ・小規模町村

これまでの分析をまとめて、恒常的不交付団体の類型化を試みてみよう。まず、原子力発電所や原子力関連施設の立地自治体で、かつ人口の少ない町村が恒常的不交付団体のひとつの条件となっている。しかも、施設が大規模で新しいことも必要である。これは、恒常的不交付団体である 37 市町村のうち泊村、六ヶ所村、大熊町、東海村、刈羽村が該当する。これらの町村では、固定資産税 (家屋) と固定資産税 (償却資産) がかなり大きい。そして、人口の少なさが基準財政需要額の少なさととなり、恒常的不交付団体につながっている。

原子力発電所の立地自治体では、例えば東通村 (青森県) では 2005 年 12 月に東通原子力発電所が営業運転を開始した翌年度に不交付団体となり 4 年間維持したものの、その後は交付団体のままである。2 号機の建設が着工・計画されているものの中断しており、2016 年度の財政力指数は 0.86 と青森県の市町村としては六ヶ所村 (1.65) に次ぐ高さで青森市 (0.55) を大きく上回るが、不交付団体にはやや遠い。やはり泊村 (原子炉 3 基) や刈羽村 (柏崎市 (新潟県) 立地分と合わせ原子炉 7 基) のように大規模な原子力発電所が立地するか、六ヶ所村のような原子燃料サイクル施設が多数存在するうえ国家石油備蓄基地があるか、東海村のように原子炉は 1 つだが日本原子力研究開発機構はじめ多数の原子力関連施設があり火力発電所も存在するような自治体が恒常的不交付団体となっている。

一方、7 基の原子炉を有する柏崎刈羽原子力発電所の立地する自治体では、上記の通り刈羽村は恒常的不交付団体だが、柏崎市は 2016 年度の財政力指数は 0.71 で不交付団体には遠く、1999 年度を最後に不交付団体になっていない。柏崎市は 2016 年度で人口が 9 万人弱いるうえ、平成の大合併で 2 町を編入合併 (2005 年) し面積も 442km<sup>2</sup> と刈羽村 (26km<sup>2</sup>) と比べ

かなり大きく、柏崎刈羽原子力発電所の4分の3近くを占めるにも関わらず、財政力への寄与は刈羽村ほどではない。

## (2) 火力発電所・大規模工業地域等

次に、火力発電所が立地する市町村である。ただし、基準財政収入額を大きくする効果は原子力発電所ほどではないため、恒常的不交付団体には火力発電所に加え大規模工業団地やコンビナートなどが立地し、さらに大規模市ではない点も共通する。これは、神栖市、袖ヶ浦市、聖籠町、飛島村、川越町、荻田町が該当する。ただし、財政力指数が市町村中最高の飛島村に関しては、火力発電所よりも多数の大規模工場や巨大コンビナートの存在が大きい。仮に火力発電所がなくとも、恒常的不交付団体だろう。

神栖市は、国内最大規模の鹿島火力発電所が立地しているほか、鹿島臨海工場地域や埠頭を多数抱える鹿島港がある。平成の大合併において旧波崎町を編入合併（2005年）したため、面積は147km<sup>2</sup>と恒常的不交付団体のなかでは大きい、人口は9万人強にとどまる。袖ヶ浦市についても、袖ヶ浦火力発電所に加え京葉工業地域の一角にあり、とくに石油化学コンビナートが多数立地している。そのうえアクアラインのインターチェンジがあり、市内のゴルフ場（3か所）などに至便な地としても賑っている。人口は市としては少ない6万人強で（現在の市制施行の基準は5万人）、面積も95km<sup>2</sup>にとどまる。

聖籠町、川越町、荻田町は、人口・面積ともに小規模な町村である。聖籠町（人口1.4万人、面積37.6km<sup>2</sup>）には東北電力内最大規模の東新潟火力発電所が立地し、町内にある工業専用港の新潟東港には本州日本海側最大のコンテナターミナルや石油と液化天然ガスの備蓄基地などがある。川越町には、中部電力最大規模の川越火力発電所が立地する。川越町はとくに面積が小さく8.7km<sup>2</sup>しかない点に特徴があり、人口は1.5万人である。荻田町（人口3.7万人、面積48.9km<sup>2</sup>）にある荻田発電所は石炭火力発電所ということもあり規模は小さく、財政力への貢献はそれほどではない。人工島につくられた北九州空港が北九州市とともに荻田町に属していることや、国際貿易港である荻田港が立地し北九州工業地帯の一角となる臨空産業団地に大規模工場等が立地していることが大きい。

このように、火力発電所の立地だけでは、恒常的不交付団体となるのは困難である。北海道電力で最大の火力発電所（苫東厚真発電所）が立地す

る厚真町（北海道）は、苫小牧東部国家石油備蓄基地の一部がある以外、大規模工業地域などはなく、財政力指数は 0.47 にとどまる。周辺自治体に比べればかなり高い財政力だが、不交付団体には無縁である。

このタイプの恒常的不交付団体の歳入では、必ずしもここに類型化されない飛鳥村を除くと、突出して収入の大きい税目等は無い。固定資産税では償却資産と家屋が高く、土地もやや高く、市町村民税で法人均等割と法人税割もやや高い。また、備蓄基地などがある場合には固定資産税の交付金も高い。こうした複合的な要素によって、基準財政収入額が積み上げられていく。そのため、財政力指数はそれほど高くなくとも（飛鳥村は除く）、複合的要素から安定的に推移する傾向にあり、それが恒常的不交付団体につながっている。一方、火力発電所の存在だけでは不交付団体にはならず、また人口や面積の大きな市では基準財政需要額が膨らむためやはり恒常的不交付団体になるのは困難となる。

### (3) 空港

恒常的不交付団体には、大規模空港が立地あるいは空港が自治体の面積の多くを占めているケースも含まれる。なかでも、成田国際空港の大部分が立地する成田市は、その象徴的存在といって良いだろう。空港関連施設に加えホテルなども立地し、財政への影響は極めて大きい。2006 年に下総町と大栄町を編入合併したため面積は 214km<sup>2</sup>と大きく、人口は 13 万人いるものの、恒常的不交付団体となっている。

成田市以外で空港が恒常的不交付団体となる大きな要因になっているといえるのは、豊山町と田尻町である。豊山町には名古屋飛行場のほか、三菱重工の工場などもあるが、特筆すべきは面積が 6.24km<sup>2</sup>と小さいため空港が町域の 3 分の 1 程度を占めるという点にある。人口も 1.6 万人に過ぎず、空港の存在による収入の影響が大きい。

田尻町は、関西国際空港の中央部が町域となっている。豊山町同様、町全体の面積が 5.6 km<sup>2</sup>と小さく、3 分の 2 程度が空港に占められている。しかも人口が 1 万人に満たず、豊山町よりさらに空港の影響が大きい構造となっている。この他、恒常的不交付団体で、荻田町と小牧市にも空港がある。ただし、それぞれ北九州空港と名古屋飛行場の一部であり、また国際貿易港や大規模工場群の存在が大きい。

このように、成田国際空港の大部分がある成田市を例外として、空港が

立地していても規模の小さい町村または大規模工場群などがある場合でないといふ恒常的不交付団体にはなっていない。例えば関西国際空港は、中央部の田尻町の他、北側が泉佐野市、南側は泉南市で、それぞれ財政力指数は0.94と0.76で高いものの、やはり恒常的不交付団体ではない。その理由として、人口がそれぞれ10万人と6万人と大きい点が田尻町とは異なる。

空港が立地する恒常的不交付団体では、土地・家屋・償却資産いずれも固定資産税の水準が高い。また、県営空港である名古屋空港の立地する豊山町は、純固定資産税は成田市や荊田町ほどではないが、国有資産等所在市町村交付金が多い。田尻町に関しては、市町村民税（法人税割）が大きいことも特徴で、これは大規模コンテナターミナルや工場群が存在しているからである。

#### （4）超有力製造業の本社及び工場群

企業城下町という言葉は、かつて頻繁に聞かれた。最近はそのままでないが、やはり特定の市町村において雇用や税収などに多大な影響を及ぼす企業あるいは企業グループが存在する。恒常的不交付団体のなかには、超が付くほど規模が巨大で利益も大きく、多くの雇用を生む企業や企業グループの本社や有力工場が多数立地する市町村が多い。ただし、業種で言えば製造業に限定される。

このタイプの恒常的不交付団体には、愛知県下の市町村が多い。具体的には、刈谷市、豊田市、安城市、小牧市、東海市、大府市、みよし市、大口町、飛鳥村、幸田町である。他県では、昭和町、長泉町、久御山町もここに類型化される。

愛知県下の恒常的不交付団体の象徴的存在が、豊田市である。恒常的不交付団体唯一の中核市であり、他の恒常的不交付団体を大きく引き離れた最大規模の人口及び面積をもつうえ、平成の大合併で4町2村を編入合併している。しかし、トヨタ自動車の本社および工場が多数立地し、関連企業工場等もあり、大規模な市でありながら恒常的不交付団体となっている。

他の愛知県下の恒常的不交付団体を見ると、刈谷市には、トヨタ車体・デンソー・豊田自動織機・アイシン精機の各本社と工場、愛知製鋼の工場などが立ち並ぶ。東海市には、トヨタ自動車関連の愛知製鋼の本社や工場が多数立地する。安城市には、豊田自動織機の工場、デンソーの工場が2



カ所、アイシン精機工場も2カ所、大府市には豊田自動織機の工場が3カ所、みよし市にトヨタ自動車の工場3カ所、幸田町は中部工業団地はじめ5カ所の工業団地がありデンソーはじめ自動車関連工場が多数立地している。

大口町、小牧市、飛鳥村は、必ずしもトヨタ自動車関連が基準財政収入額において主ではない。大口町の場合、トヨタ自動車系列の東海理化電機製作所の本社や工場はあるものの、より重要なものとして、世界一の工作機械メーカーであるヤマザキマザックと工作機械4大メーカーのひとつオークマの本社並びに工場のあることが大きい。小牧市には、先述の通り名古屋飛行場の一部が立地しており、航空自衛隊小牧基地もある。空港が近いこともあり、航空産業が多数立地するほか、住友理工や三友工業本社ほかやはり自動車関連の工場も多い。飛鳥村は、人口4615人（2017年1月）の村ながら、名古屋港臨海工業地域の一角を占め、大規模工場が立ち並ぶうえコンテナターミナルや火力発電所もある。

愛知県以外で、昭和町は中央自動車道インターチェンジがある立地を活かして工業団地が2カ所あり、テルモや住友電工、パナソニックなどの工場が並ぶ。重要な点として、9.1km<sup>2</sup>と面積が小さく人口も2万人弱と少ない。長泉町には、東レ、協和発酵、東海製紙など工場が多数あるうえ、マックスバリュ東海の本社も立地する。26.6km<sup>2</sup>とやはり面積は小さく、人口も4万人強にとどまる。久御山町の場合、コココーラ京都工場などのある久御山工業団地の存在が多いうえ、13.9km<sup>2</sup>と面積が小さく町域の北半分が巨椋池干拓田となっているため当該地域の住居は少なく、人口は1.6万人にとどまる。

このほか、浦安市、厚木市、戸田市については、比較的地価の高い住宅地の側面を持つとともに工場の多数立地する特性を持つ。とくに浦安市はマンションが急増する一方で、京葉工業地域の一角である浦安鉄鋼団地等があるうえ、東京ディズニーリゾートや関連ホテル群も立地する。厚木市も2カ所の工業団地があり、厚木インターチェンジ付近を中心にアンリツや相模ゴムの本社や工場など多数立地し、施行時特例市として唯一の恒常的不交付団体となっている。戸田市も中高層マンションが急増している地域だが、印刷工場や倉庫・物流センターが多数あり、また競艇場や多数のホテルも立地している。

このタイプの自治体は、豊田市をはじめ市町村民税（法人税割）が多い



ものの、景気変動や個別事業者の収益の増減に左右されることもあるため、東海市のように2016年度だけ見れば全国市町村の平均より低い自治体もあり、常にすべての市町村が多いとは限らない。そのため、法人所得課税が多いだけでは、恒常的不交付団体となることは困難である。実際、本稿で設定した1999年から2018年度の20年間にはリーマンショックもあり、愛知県下の市町村でさえ岡崎市はじめ不交付団体から交付団体になった自治体も多い。恒常的不交付団体となる市町村は、固定資産税について、ほぼ例外なく土地・家屋・償却資産ともに多く、比較的バランスよく税収があがっている。なかには、大府市のように減価償却への課税は全国市町村並みだが、土地や家屋への課税の税収は高いところもある。飛鳥村については、非居住者の従業者数が多いため地方消費税交付金が高いのも目立つ。

#### (5) 有名別荘地・観光地

きわめて知名度が高く、かつ単なる別荘地や観光地ではなく、その両方の機能を持つ恒常的不交付団体として、箱根町と軽井沢町をあげることができる。

『平成25年住宅・土地統計調査』（総務省統計局、5年ごとの調査）によると、2013年において全国に別荘は254,400戸存在する。税務資料から両町が推計したものであるので住宅・土地統計調査との整合性は担保されないものの、軽井沢町は別荘が15,129戸、箱根町は6,780戸ある<sup>14)</sup>。このように、両町とくに軽井沢町で別荘が多く建っていることがわかる。

箱根町については、温泉地としても群を抜いた存在である。2016年度の入湯税課税対象者ベースの入湯客が554万人の全国1位で、2位の札幌市の328万人を大きく引き離している<sup>15)</sup>。

このように土地利用への需要が高いことから両町は地価が高く、また住民の数に比して建物が多く建っていることなどから、住民一人あたりの固定資産税（土地）と固定資産税（家屋）が非常に大きい。また、ホテルや旅館、土産物店など多数存在する為、市町村民税（法人均等割）が多いという特徴もある。さらに、住民の所得もやや高く、市町村民税（所得割）も比較的高い水準となっている。

葉山町（神奈川県）、熱海市（静岡県）、湯沢町といった別荘地や観光地、リゾート地として有名な市町もかつては不交付団体だったが、葉山町

と熱海市は 2009 年度、湯沢町は 2013 年度に交付団体となり、2018 年度までその状態が続いている。

## (6) 高地価住宅地

住宅街として利便性が高く、可住地が大部分を占め土地が活用され人口が集積し地価が高く、住民の所得も高い恒常的不交付団体がある。それが、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、多摩市である。いずれも東京都にあり、都心に比較的近い市が並ぶ。加えて、浦安市、厚木市、戸田市もここに類型化できる。ただし、この 3 市は前述のように工業の盛んな町の面も持ち合わせていることが特徴である。

東京都の 6 市から見てみよう。人口は最小の武蔵野市でも 14 万人いるが、最大の府中市は 26 万人ながら一般市にとどまる。一方で面積は最小の武蔵野市が 11km<sup>2</sup>、最大でも府中市の 29km<sup>2</sup>と狭く、人口密度が高い。そして、住宅地の地価は、武蔵野市が極めて高く東京都 23 区とほぼ同じ水準、都道府県庁所在地で 2 番目に高い大阪市の 2.5 倍程度、三鷹市や調布市が武蔵野市に次ぐ水準で、府中市、立川市が続くのは、前述の通りである。武蔵野市と立川市は、それぞれ大規模商業施設はじめ商店街の広がる吉祥寺駅及び立川駅があり、商業地の地価も非常に高い。市町村民税（所得割）の納税者比率及び一人あたり課税所得はいずれの市もかなり高く、とくに武蔵野市、三鷹市、調布市は顕著である。そのため、固定資産税（土地）が非常に多く、固定資産税（家屋）も多いうえ、市町村民税（所得割）も大きい。とくに武蔵野市は、固定資産税収も十分多いのだが、市町村民税（所得割）の税収がそれを上回る。

府中市及び多摩市に関しては、武蔵野市、三鷹市、調布市、立川市に比べると地価・所得ともにやや劣るものの、府中市については東芝、NEC、サントリー等の工場が立地し府中競馬場もある。多摩市は、多摩ニュータウンが有名で固定資産税（家屋）の高さが目立つものの、京王電鉄本社ほかグループ会社の本社等も立地する側面を持つ。

浦安市、戸田市、厚木市は、東京都の 6 市ほどではないものの、住宅地・商業地ともに地価が高く、とくに浦安市と戸田市はベッドタウンとして人口密度が高い。一方、前述の通り工場が多数立地するという特徴を併せ持っている。そのため、浦安市では市町村民税（法人税割）、浦安市と厚木市では固定資産税（償却資産）も大きいという特徴を持つ。

## むすび

恒常的不交付団体は、6つに類型化することができた。もちろん、それぞれの自治体が必ずどれかひとつの類型に納まるとは限らず、複数の要素を持ち合わせることで恒常的不交付団体となっているものも見られる。一方、基地の立地する自治体が含まれないことは留意する必要があるだろう<sup>16)</sup>。今後の課題としては、武蔵野市をはじめとして個別の自治体をより深く分析すること、そして恒常的とは限らない不交付団体が恒常的不交付団体と何が違うのか明確にすることである。また、恒常的不交付団体の行政サービスにどのような特徴があり、豊かな財源を活かして自治が発揮できているかを検証する必要があるだろう。さらに、交付団体にとっての財政力向上策として、どのようなものが適切かの検討も重要である。

不交付団体と言っても恒常的不交付団体まではいかないものの、交付団体にとって一時的でも不交付団体の財政力となることは、並大抵のことではない。もちろんこれまでも各自治体は、企業誘致をはじめ多くの施策を実施している。しかし、必ずしも財政力に結びついているとは限らない。あるいは、企業誘致をめぐる国内自治体同士でゼロ・サムゲームに陥っている可能性も否定できない。合併によって拡大した自治体にとっては、よりハードルが上がることはこれまでの分析で見えてきた通りである。沖合の人工島に国際空港ができる、トヨタ自動車や世界一の工作機械メーカーの本社と工場が移転してくる、埋立地が帰属しそこに火力発電所や一大工場地帯が出来上がる、住宅需要が逼迫し地価が猛烈にあがる、観光地・別荘地・リゾート地として一躍有名になる。これらは、いずれも一朝一夕にできあがるものではなく、自治体の努力だけでどうにかなるものでもないだろう。そうすると、本稿の分析から、手っ取り早い増収策としての原子力発電所の建設が浮かび上がってくる。しかも、恒常的不交付団体となるには、原子炉1基だけではなく次から次へと拡張・新設しなければならないのは、一体それが望ましい自治の姿といえるのか大いに疑問である。基礎的自治体の財源として望ましいとは言えない法人所得課税への依存を見直すなど、地方財政全体に関わる制度設計の変革とあわせて、検討する必要があるだろう。

## 注)

\* 本稿は、私立大学研究ブランディング事業「学融合的アプローチによる地域共生社会の実装スキームの確立と社会实践」による研究成果の一部である。

- 1) 岩手県では、1996年から2001年頃まで、当時の知事や総務部長はじめ県幹部、県議などが議会において「優良な県債」という言葉をしばしば用いて質疑を行っている。その後、県議会の議事録では2005年にも同じ言葉が見られるものの、最近では岩手県でもそうした言い方はしていないようである。
- 2) 橋本昇治大阪府議会議員（当時）の発言で、「大阪府議会会議録平成6年2月定例会総務常任委員会-03月10日-01号」による。
- 3) 内閣府経済社会総合研究所の定義では第14循環のことで、2002年1月の底から2008年2月の山までの73ヶ月の拡張期を指す。
- 4) 不交付団体同士が合併した例として、2005年7月に、清洲町（愛知県）と新川町（愛知県）が新設合併により清須市になったことがある。不交付団体が交付団体に編入合併し交付団体となった例としては、2006年3月に不交付団体だった蒲原町（静岡県）が静岡市に編入したケースがある。また、2005年10月に、不交付団体だった小郡町（山口県）が山口市など1市4町で新設合併し新しい山口市となったケースでは、不交付団体がなくなった。
- 5) 総務省の統計において、かつては大都市に特別区分をまとめてひとつとして加えていたが、現在ではまったく含めないか、特別区分をまとめてひとつとして外書きすることが多い。
- 6) みよし市は、2010年の市制施行前は三好町で、やはり不交付団体だったため、37市町村に含めている。一方、鎌倉市と碧南市は本文の通り2013年度は交付団体として取り扱われているため、それ以外の年度は不交付団体だったものの37市町村には含めていない。
- 7) 他の政令指定都市の合併状況は以下の通りである。  
 さいたま市：2001年浦和市、大宮市、与野市が新設合併、2003年政令市（2005年岩槻市を編入合併）  
 静岡市：2003年清水市と新設合併、2005年政令市（2006年蒲原町、2008年由比町を編入合併）  
 堺市：2005年美原町を編入合併、2006年政令市  
 岡山市：2005年2町、2007年2町を編入合併、2009年政令市  
 相模原市：2006年2町、2007年2町を編入合併、2010年政令市  
 熊本市：2008年1町、2010年2町を編入合併、2012年政令市（1991年4村を編入合併）
- 8) 県庁所在地における平成の大合併の実績は以下の通り。なお、特例市は2015年以降、施行時特例市となっている。  
 【新設合併（新設合併後に編入合併した市を含む）（8市）】政令市：さいたま市、静岡市 中核市：青森市、富山市、松江市 特例市：佐賀市 一般市：津市、山口市

## 不交付団体の研究

【編入合併（25市）】政令市：仙台市、新潟市、京都市、岡山市、広島市、熊本市 中核市：盛岡市、秋田市、福島市、宇都宮市、前橋市、長野市、岐阜市、大津市、奈良市、鳥取市、高松市、松山市、高知市、大分市、宮崎市、鹿児島市 特例市：水戸市、福井市、甲府市

【合併なし（13市）】政令市：札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市 特例市：山形市、金沢市、和歌山市、長崎市、那覇市 一般市：徳島市

### 9) 8 地方区分は、以下の通り。

北海道地方：北海道

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部地方：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県

静岡県、愛知県

近畿地方：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州沖縄地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
沖縄県

- 10) ただし、人口密度の高い市町村は総じて財政力指数が高い。例えば2016年度の財政力指数は、蕨市が0.85、西東京市は0.90である。なお、大阪市の5位をはじめ政令指定都市は人口密度がかなり高いものの、不交付団体になり難い理由は前述の通りである。
- 11) 箱根町より上位の自治体は、小笠原村（東京都）、青ヶ島村（東京都）、大潟村（秋田県）、御蔵島村（東京都）で、大潟村を除くと自衛隊員が多くを占める小笠原村のように特殊要因によるものである。
- 12) 原子力発電所のある泊村は、事業所が少なく個別の売上高が判明してしまうため統計上のデータが秘匿されているが、かなり高いと推察される。
- 13) 基準財政収入額の算入率については、例外がある。地方税では、税源移譲相当額（個人住民税）が100%算入で法定外税や目的税は算入されない。地方譲与税では、地方法人特別譲与税が75%算入である。
- 14) 軽井沢町のデータは『軽井沢町の統計』による2013年1月のもの。なお、2018年1月に軽井沢町の別荘は15,882戸となっている。箱根町のデータは第6回箱根町行財政改革有識者会議（2018年3月14日）に提出された「別荘等所有税と宿泊税の検討結果」によるもので、年次の明記はないものの、2018年1月と推察される。
- 15) データは『統計はこね』より。
- 16) 厚木基地は綾瀬市（神奈川県）と大和市（神奈川県）に立地しており、厚木市は含まれない。

## 参考文献

- 愛知県県民生活部統計課編 (2018) 『愛知県統計年鑑』愛知県県民生活部
- 愛知県史編さん委員会編 (2016) 『愛知県史 資料編 36 (現代)』愛知県
- 秋元健治・神田健策 (2000) 「核燃料サイクル事業と六ヶ所村財政」『弘前大学農学生命科学部学術報告』弘前大学農学生命科学部、29～45 頁
- 浅羽隆史 (2009) 『格差是正の地方財源論』同友館
- 浅羽隆史 (2015) 「税源移譲及び定率化が市町村間税収格差に与えた影響」『中央大学経済学論纂』第 55 卷 3・4 号、79～96 頁
- 厚木市政策部行政経営課編 (2018) 『統計あつぎ』厚木市
- 石原信雄 (2016) 『新地方財政調整制度論 (改訂版)』ぎょうせい
- 市島宗典 (2012) 「三位一体の改革」前後における市町村財政の変容：愛知県をケースとして」『中京大学総合政策学部 総合政策フォーラム』第 7 号、89-100 頁
- 伊藤敏安 (2010) 「市町村合併と「三位一体の改革」による地方財政への影響—人口あたり地方税・地方交付税・国庫支出金の変化とその要因」『地域経済研究』第 21 号、3～21 頁
- 井上武史 (2015) 『原子力発電と地方財政』晃洋書房
- 浦安市編 (2018) 『浦安市統計書』浦安市
- 大塚勲 (2014) 『地方交付税制度の運用と展開』九州大学出版会
- 柏木恵 (2015) 「財政再建への道のり」『地方財務』730 号、228-239 頁
- 鎌田慧 (2011) 『六ヶ所村の記録—核燃料サイクル基地の素顔』岩波書店
- 軽井沢町編 (2018) 『軽井沢町勢要覧』軽井沢町
- 川越町編 (1998) 『川越町史』川越町
- 河原礼修 (2014) 「市町村税収の地域間格差」『日本地方財政学会研究叢書』第 22 号、82～106 頁
- 河野惟隆 (2010) 『地方交付税と地方分権』税務経理協会
- 荻田町編 (2005) 『軌跡—かんだの歴史』荻田町
- 衣笠達夫 (2015) 「原子力発電所と市町村財政」『追手門経済論集』追手門学院大学経済学会、第 49 卷第 2 号、41～73 頁
- 久御山町総務部行財政課編 (2015) 『久御山町統計書』久御山町総務部行財政課
- 昭和町誌編さん委員会編 (1986) 『昭和町誌』昭和町
- 総務省編 『地方財政白書』(各年版) 日経印刷
- 袖ヶ浦市企画財政部秘書広報課編 (2017) 『袖ヶ浦市勢要覧 2016』袖ヶ浦市
- 田尻町史編纂委員会編 (2006) 『田尻町史 歴史編』田尻町
- 多摩市史編集委員会編 (1999) 『多摩市史 通史編 2』多摩市
- 多摩市政策推進協働部情報推進課編 (2018) 『統計たま』多摩市
- 調布市編 (2011) 『調布市まちづくりデータブック』調布市
- 調布市編 (2018) 『調布市基本計画策定に向けた基礎データ集』調布市
- 東京市政調査会編 (1981) 『都市問題—「大規模施設」と自治体財政 (主集)』第 72

## 不交付団体の研究

### 巻第 10 号

東京都総務局行政部政課編 (2018) 『東京都区市町村年報』 東京都生活文化局広報  
広聴部

戸田市編 (2016) 『戸田市勢要覧 2016』 戸田市

飛鳥村史編さん委員会、飛鳥村史調査編集委員会 (2000) 『飛鳥村史 通史編』 飛鳥村  
飛田博史 (2013) 『財政の自治』 公人社

泊村教育委員会・泊村史編纂委員会 編 (2001) 『泊村史 2』 泊村

長泉町行政課編 (2018) 『ながいずみ 行政資料集』 長泉町

成田市総務部行政管理課編 (2018) 『成田市統計書』 成田市総務部

新潟県総務部編 (2018) 『新潟県市町村要覧』 新潟県

萩原史朗 (2008) 「三位一体改革後の市町村財政に関するアンケート調査--高知県の  
ケース」 『大阪経大論集』 第 58 巻第 7 号 (通号 303)、245~269 頁

箱根町企画観光部企画課編 (2018) 『統計はこね』 箱根町

府中市編 (2014) 『府中市政史-平成四年度~平成二五年度』 府中市

府中市行政管理部情報管理課編 (2018) 『府中市統計書』 府中市

三鷹市史編さん委員会編 (2001) 『三鷹市史 通史編』 三鷹市

武蔵野市編 (2011) 『武蔵野市百年史 続編 年表編』 武蔵野市

武蔵野市編 (2001) 『武蔵野市百年史 年表編』 武蔵野市